

2025年6月30日

各 位

会社名 シャープ株式会社
代表者名 代表取締役 沖津雅浩
(コード：6753、プライム市場)
問合せ先 広報部 田嶋謙
(TEL. 050-5213-6795)

(開示事項の経過) 連結子会社の異動(持分譲渡)及び資産譲渡による
当社カメラモジュール事業の譲渡について

2024年12月27日付け「連結子会社の異動(持分譲渡)及び資産譲渡による当社カメラモジュール事業の譲渡について」により開示いたしました、鴻海精密工業股份有限公司(以下、「鴻海社」といいます。)の子会社である Fullertain Information Technologies Ltd. - B. V. I. (以下、「Fullertain社」といいます。)へ、当社子会社であるシャープセンシングテクノロジー株式会社(以下、「SSTC社」といいます。)が保有する SAIGON STEC CO., LTD. (以下、「SSTEC社」といいます。)の持分を譲渡すること(以下、「本件持分譲渡」といいます。)、及び当社あるいは SSTC社が保有する固定資産等を SSTEC社に譲渡すること(以下、「本件資産譲渡」といい、本件持分譲渡と総称して「本件譲渡」といいます)について、譲渡価格が決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本件持分譲渡前後の所有持分の状況

- ①異動前の持分割合 51%
②譲渡持分割合 51% 譲渡価格：3.672 MUSD
(533百万円。1USD145.25円で換算。2025年6月25日現在)
③異動後の持分割合 0%

2. 譲渡する固定資産等の概要

項目	当該資産の簿価 (2025年3月末時点)	譲渡価格
有形固定資産(機械設備等)	(※1) 0百万円	1,948百万円

※1 当該資産については、2025年3月期第3四半期において、減損を行っております。

※2 本件資産譲渡の対象としては、上記のほか棚卸資産がありますが、本件持分譲渡時点の簿価で譲渡することとしております。

3. 本件譲渡の日程

本件譲渡契約締結日	2024年12月27日
本件持分譲渡日	2025年6月30日
本件資産譲渡日	2025年9月30日（予定）

4. 今後の見通し

2026年3月期連結業績において、本件持分売却については478百万円の特別利益、また、本件資産譲渡については1,948百万円の特別利益を計上する見込みです。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件譲渡の契約の相手方である Fullertain 社は、当社の親会社である鴻海社の子会社であるため、本件譲渡は支配株主との取引等に該当します。

当社の2024年7月5日開示のコーポレート・ガバナンス報告書に記載の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

- ・支配株主との取引等については、第三者との取引と同様に、市場価格や当社採算などを勘案して、当該取引等の必要性、合理性、取引条件の妥当性が認められると判断される場合に限り行う。
- ・当社は、当該取引等を開始する前に、会社法等関係諸法令に基づき、利益相反や利害関係の有無等を勘案した適正な手続により、取引等を行うかを決定することとしており、必要に応じて、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において取引の必要性・合理性・妥当性につき審議を行う。

本件取引に関しては、後記（2）記載のとおりの手続を経たうえで、当該取引等の必要性・合理性・取引条件の妥当性について判断、決定しており、上記指針に適合していると判断しております。

(2) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本件譲渡の決定に際しては、独立した第三者から鑑定評価を取得しており、また、2024年12月20日開催の取締役会において、独立社外取締役6名全員から、本件譲渡の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を取得しております。その内容については、2024年12月27日付け「連結子会社の異動（持分譲渡）及び資産譲渡による当社カメラモジュール事業の譲渡について」をご参照ください。

本件譲渡については、上記取締役会決議において、代表取締役社長に一任する旨の決議を得ており、本譲渡価格についても当該決議に基づき代表取締役社長が決定いたしました。これにより決定された本譲渡価格は、本件譲渡を行わなかった場合の事業計画に対して上記独立した第三者が評価した事業価格よりも、当社に有利な金額となっております。さらに、当社は、後記（3）のとおり、改めて譲渡価格の決定に先立ち、独立社外取締役5名から本件譲渡の決定が少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を取得しております。

また、当社の独立社外取締役のうち張慶瑞氏が2025年5月29日付で鴻海社の董事に就任しており、独立性を喪失しておりますが、同氏は上記5名の独立社外取締役に含まれておらず、上記意見取得にも関与しておりません。加えて、同氏は本件取引自体に関与しておらず、本件取引は、利益相反取引に該当するものではありません。

(3) 当該取引等の決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記独立社外取締役5名に対して、本件譲渡について12月27日の本件譲渡に関する契約締結以降譲渡先との協議の経過や、その決定理由について説明いたしました。

これに対して、2025年6月26日付けで独立社外取締役5名から、次の理由から、本件譲渡は、適正な手続を経ており、必要性、合理性、妥当性を欠くものではなく、少数株主にとって不利益なものではないと判断できる旨の意見を得ております。

- ①本件譲渡を実行することによって、当該事業継続した場合に生じる投資負担、事業リスクが軽減されることにより、当社の方針であるブランド事業へ集中を図ることができる。
- ②当該事業の現状や、代替性の効かないサプライチェーン構造に照らすと、当社が入札等の手段で幅広く候補者を募って第三者に売却することは困難であり、Fullertain社以外の売却先が見込めないとの執行部門の判断は不合理ではない。
- ③本件譲渡の決定に先立ち、独立した第三者からの鑑定評価を取得していること。なお当該鑑定評価は、当社から提出した成行での事業見通しと当該事業に対して十分な投資を行うことを前提としたアップサイドの見通しをもとに、DCF法により評価を行っており、その鑑定評価手法は一般的かつ適切な手法である。
- ④当該鑑定評価の前提とされた成行での事業見通しにおいては将来の赤字リスクが見込まれているところ、本件譲渡は当該赤字リスクの発生を抑制しつつ譲渡による収益が見込める点で、成行の事業見通しより有利と考えられる。他方、アップサイドの見通しについては、多額の投資を必要とし、かつ、売却収益を超える収益が見込めるかは不確定である。本件売却価格は、成行とアップサイドの事業見通しに基づくそれぞれの鑑定評価額の間に含まれている。
- ⑤本件譲渡の対象について、本件譲渡の契約前及び契約後現在に至るまで、CM事業を構成する資産について、事業の継続に必要か否かを譲渡先との相互協議により決定してきた。また、その価格については、本件持分譲渡についてはSSTEC社の純資産額をベースとして価格の増減要因を協議して決定しており、固定資産については簿価をベースとし収益性を勘案して、棚卸資産については簿価により価格を決定しており、不合理ではない。かかる経過に照らすと、第三者との取引と同等の協議を尽くしていると認められる。なお、第三者との取引に比して、当社が著しく不利となる条件は設定されていない。
- ⑥2024年12月20日付けの取締役会においては、本件譲渡契約の締結に先立ち、関連当事者取引として本件譲渡の議案が付議され、沖津代表取締役に対し一任する旨の決議を行われている。当該取締役会決議においては全9名中独立社外取締役6名が参加し、意見を表明している。なお、本件価格の決定については、当該一任決議の範囲内であると認められる。

以上